

## 認定コミュニティ制度の見直しについて（中間報告）

### 1. 制度の見直しに関する経過及びスケジュール

- ・ 審議会からの答申（参考資料1参照）を踏まえ、制度の見直しに着手。
- ・ 制度の見直しにあたっては、各地区まちぢから協議会と調整を行いながら、検討を進めていく（参考資料2参照）。
- ・ 各地区担当職員がコーディネーターとなり、各地区の意見を聴取し、令和7年3月を目安に意見をとりまとめる。

時期	審議会	まちぢから協議会連絡会	各地区まちぢから協議会
3月29日	審議会からの答申		
6月15日		情報交換会で説明	
7月～11月			各地区との調整
11月30日		研修会で報告	
12月27日	審議会に中間報告		
12月～3月			各地区との調整
3月			意見のとりまとめ
3月以降	審議会に報告		

### 2. まちぢから協議会との調整

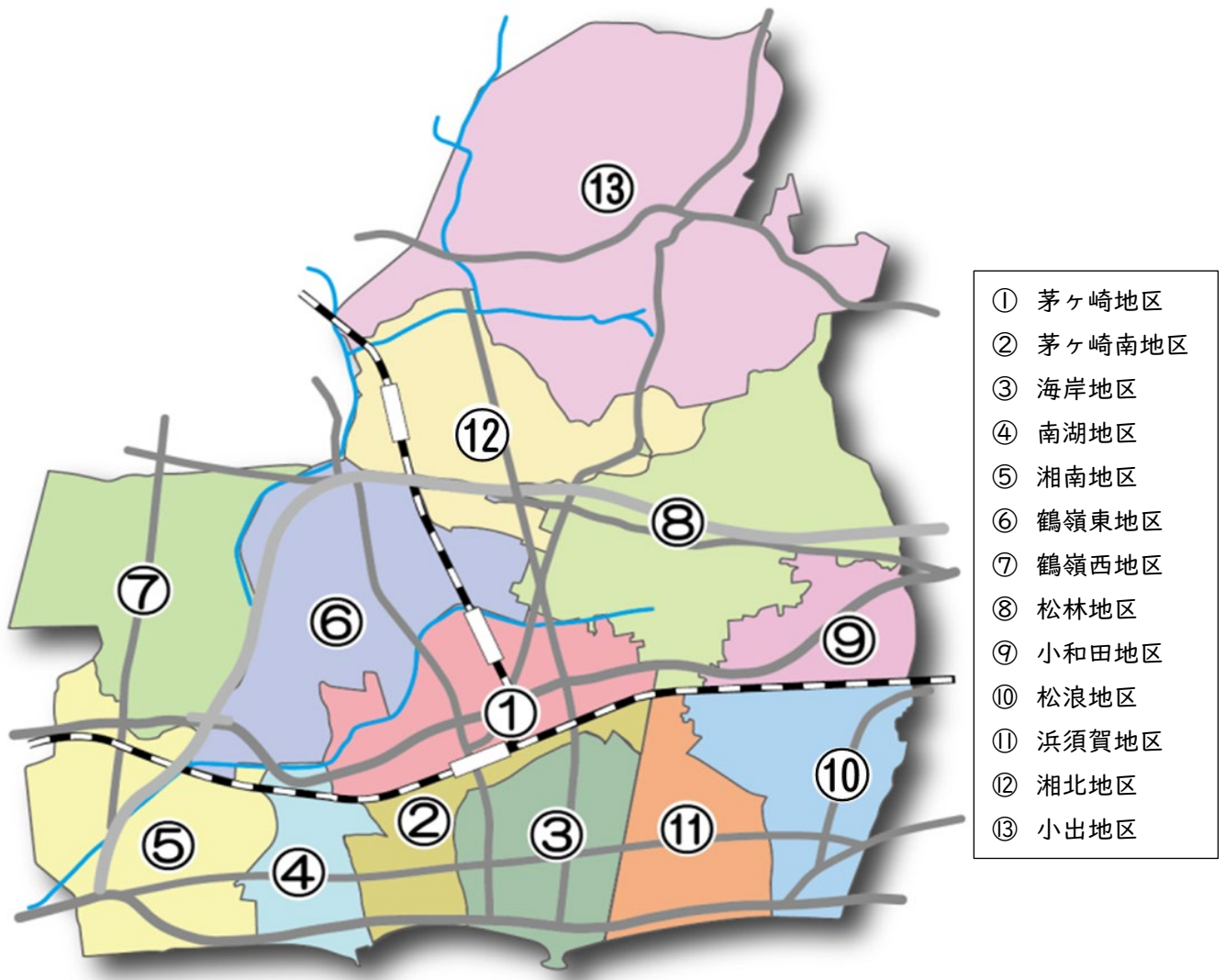
内容	調整の流れ		意見の内容
(1) 市長が定める認定区域について	情報交換会で出された意見について、各地区にフィードバック (参考資料1・2のとおり)	→意見聴取 ① 区域が一致していないことで生じている、具体的な課題 ② 課題を解決するために、どのように区域を変更するのが良いか？	→参考資料3のとおり
(2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について		→意見聴取 ① 条件を変更した方が良いか否か？ ② そのように考える理由	
(3) まちぢから協議会の運営費等について		→意見聴取 ① 運営費に関する具体的な課題 ② 課題を解決するために、どのように変更するのが良いか？	

### 3. 見直しの方向性（中間報告）

#### （1）市長が定める認定区域について

① 各地区の状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区において、区域の不一致による課題が大なり小なり生じている。</li> <li>生じている多くの課題は、学区とのずれが大きな要因となっている。</li> <li>一部の地区では、課題解決に向けて、各団体間で話し合いを行うなど、柔軟な対応が図られている。</li> </ul>		
	変更の必要あり	変更の必要なし
課題あり	茅ヶ崎南、小和田、松浪、小出	茅ヶ崎、南湖、鶴嶺西、浜須賀、湘北
課題なし		海岸、湘南、鶴嶺東、松林
② 見直しを行う上での課題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>今後において、学区の見直しは予定されていないため、まちぢから協議会の活動範囲に合わせて、学区を変更することはできない。 ※児童・生徒数の調整は、特認制度（通学先の選択）によって行われている。</li> <li>学区に合わせて、まちぢから協議会の活動範囲を変更するには、地域間で時間を掛け慎重に調整していく必要がある。 ※自治会の区割り変更（分割・統合）が生じることとなり、住民同士の関係性を再構築しなければならない。</li> </ul>		
③ 見直しの方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>課題が生じた場合、まずは、各団体間で話し合いを行うなど、柔軟な対応により解決を図ることを検討する。</li> <li>話し合いなどの柔軟な対応による解決が困難な場合は、まちぢから協議会の活動範囲の変更（自治会の区割り変更）により解決を図ることを検討する。</li> <li>各団体や地域間で調整を行う際には、市民自治推進課の各地区担当者がサポートを行う。</li> <li>検討の結果、まちぢから協議会の活動範囲の変更が必要となった場合は、所要の手続き（市長が定める認定区域の変更に関する告示）を行うこととする。</li> </ul>		

【まちぢから協議会の区域図（13地区）】



(2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について

① 各地区の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区によって意見や考え方に差異がある。</li> </ul>	
意見	地区名
変更した方が良い	茅ヶ崎南、南湖、湘南、松林、湘北、小出
変更しない方が良い	鶴嶺東
変更の必要はない	鶴嶺西、松浪
どちらとも言えない	茅ヶ崎
意見なし	海岸、小和田、浜須賀
<p><b>【変更した方が良い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マンション等の新しい自治会が設立した時にその自治会がまちぢから協議会に入らないケースや、今後、既存の自治会がまちぢから協議会から抜けるケースが考えられる。</li> <li>本来注力すべき自治会活動に時間を割けない状況がある。自治会の規模にも大小があり、会長への負担感にも違いがあるため、まちぢから協議会への参加は任意であるべき。</li> <li>一部の自治会がまちぢから協議会に参加しない場合、その他の自治会の参加機会の損失が生じる結果となり、地域の分断を招く恐れがある。</li> </ul> <p><b>【変更しない方が良い】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加率100%として、地域全体をカバーするという位置付けは重要であり、参加率100%という強制力がないと入らない（退会する）自治会が出てきて、まちぢから協議会の弱体化が懸念される。</li> </ul> <p><b>【変更の必要はない】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各自治会の理解が得られており、変更の必要はない。</li> <li>退会したいと考えている自治会はないため、変更の必要はない。</li> </ul>	
② 見直しを行う上での課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>変更した方が良いと考える地区と、変更しない方が良いと考える地区の意見は、どちらも合理的であることから、折衷案について検討する必要がある。</li> </ul>	
③ 見直しの方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の地区において、マンション等の新しい自治会が設立した時にその自治会がまちぢから協議会に入らないケースや、今後、既存の自治会がまちぢから協議会から抜けるケースが想定されることから、今後も各地区まちぢから協議会の組織体制を継続していくために、所要の手続き（条例改正）を経て、認定条件の変更を行うこととする。</li> <li>どの程度の割合で自治会の参加を求めるかといった条件については、引き続き検討を行うこととする。</li> </ul>	

(3) まちぢから協議会の運営費等について

① 各地区の状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 多くの地区において、現在の運営等助成金の額（25万円）では不十分であり、不足分を自治会からの分担金や寄付金に頼っている。</li><li>・ 自治会等から集めた分担金をまちぢから協議会の事業費として自治会未加入者に対しても使っているため、問題となっている。</li><li>・ 担い手不足解消の観点からも、役員手当等を支払いたいが、現在の運営等助成金では額が少なすぎて予算を計上できない。</li><li>・ 運営等助成金と特定事業助成金との一体化や、各地区の規模（世帯数、部会数等）に応じた助成金の交付により、自治会等からの分担金を集めなくてもやりくりできるような運営費の確保が望まれている。</li></ul>
② 見直しを行う上での課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各地区の事業規模に応じた助成額の算定 ※11月30日開催のまちぢから協議会連絡研修会において、具体的な算定作業に着手</li></ul>
③ 見直しの方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各地区の事業規模に応じた助成額がどの程度になるのか、各地区において議論を行い、具体的な金額を算定した上で、最終的な方向性をどのようにするか、引き続き検討していくこととする。</li></ul>